

「食の安全安心」及び「食育」推進計画（第4次）を踏まえた取組計画

I 食の安全安心の推進

1 食品の安全性の確保

生産段階における農薬や動物用医薬品の適正使用徹底のための取組から食品の製造、加工、流通・販売段階における監視指導や県版 HACCP 認定制度の推進等の取組に至る食品供給行程の各段階の食の安全安心の推進のため、次の事業を実施する。

(1) 安全安心な農産物の生産の推進

ア 農薬の適正使用の推進【農業改良課】

農薬の取り扱いについて指導的役割を果たす農薬管理指導士を育成し、農薬による事故防止や農薬の安全かつ適正使用を進める。



農薬管理指導士認定特別研修

◎新 農薬管理指導士の有効認定者数

令和4年度(計画)

1,740 人

- * 目標：関係法令遵守及び農薬の適正使用の徹底
- * 対応：関係機関へ呼びかけ新規育成者を増加、更新者を充実
- * 事例：7月に農薬管理指導士更新研修を、12月に農薬管理指導士認定特別研修を予定

イ 農薬等検査システムの充実【農業改良課】

生産段階での農産物の安全確保と生産者の不安解消のため、「ひょうごの農産物検査システム」により、農産物生産工程のチェック及び残留農薬検査を実施する。

◎ 生産段階における残留農薬検査の年間違反件数

令和4年度(目標)

0件

- * 目標：生産段階における適正な農薬使用の徹底
- * 対応：農業生産工程のチェック及び改善指導
- * 事例：475点の農産物の自主検査を実施予定

ウ 肥料の品質保全と適正流通【農産園芸課】

肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、肥料の登録・更新等により、肥料の品質を保全し、安全安心な肥料の生産流通を推進する。

◎ 肥料登録の更新件数

令和4年度(計画)

41 件

- * 目標：登録・更新等により適正であることを確認
- * 対応：申請書類および見本肥料等を調査、確認
- * 事例：肥料の品質の確保等に関する法律に基づき有効期間が定められており、更新指導を実施する。

エ 野菜の衛生管理の推進【農産園芸課】

産地や農産物への信頼性の確保や事故防止のため、適正な農場管理の確立とともに農業経営の向上につなげる「GAP」の普及啓発を図る。

オ 環境創造型農業の推進【農業改良課】

生産活動に由来する環境への負荷を低減するため、環境創造型農業を推進し、化学合成の肥料及び農薬の低減技術等（環境創造型農業技術）の普及拡大を図る。さらに、生産物に対する消費者の信頼度向上、生産者と流通・販売業者の連携強化や県民の理解促進に努める。



紫外線照射による病害虫防除

◎ 環境創造型農業の生産面積

令和4年度(計画)

21,600ha

- * 目標: R7 年度末に、県内水稻及び野菜栽培面積(46,000ha)の約 50%程度(22,800ha)に環境創造型農業技術を導入する。
- * 対応: 環境創造型農業技術導入のための実証ほの設置や研修会による技術啓発等による技術の普及と兵庫県認証食品の取得の推進
みどりの食料システム戦略交付金等を活用したモデル地区の取組の波及
- * 事例: R4 年度は、6 地域でみどりの食料システム戦略交付金を活用した面的拡大を推進する。

(2) 安全安心な畜産物の生産の推進

ア 動物用医薬品適正使用等対策の実施【畜産課、生活衛生課】

畜産物への抗菌性物質等の残留を防止するため、畜産農家に対し動物用医薬品の適正使用を指導するとともに、飼料中及び畜産物中の抗菌性物質の残留検査を実施する。

◎ 飼料中の抗菌性物質残留検査による年間違反件数

令和4年度(目標)

0件

- * 目標: 全ての畜産農家で使用基準が定められている飼料の適正な給与
- * 対応: 家畜保健衛生所が畜産農家を巡回して飼料の適正給与を指導
飼料の抗菌性物質残留検査を実施
- * 事例: R3 年度は 28 検体について検査したところ、畜産物に残留するような不適正な使用は認められなかった。

イ 家畜伝染病予防対策の実施【畜産課】

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予防及びまん延防止のための検査を定期的実施する。

◎ 鳥インフルエンザモニタリング検査実施農場数

令和4年度(計画)

39 農場

- * 目標: 家畜伝染病の発生予防、早期摘発及びまん延防止
- * 対応: 家畜の定期的な検査及び飼養衛生管理基準の遵守等の巡回指導を実施
- * 事例: モニタリング検査の結果は全て異常はなかった。しかし、R3 年 11 月に県内養鶏場で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された。全養鶏場に対しては、飼養衛生管理基準の遵守及び早期通報体制の徹底等を指導した。



鳥インフルエンザモニタリング検査



鳥インフルエンザ発生に備えた防疫訓練

(3) 安全安心な水産物の生産の推進

水産物安全確保対策の実施【水産漁港課】

養殖業者に対し水産用医薬品の適正使用を指導し、養殖衛生管理技術の普及を図っている。また、アサリ・カキ等の二枚貝の安全確保のため、生産時期に応じた定期的な海水中の有毒プランクトン調査や貝毒検査を実施し、結果に応じて「兵庫県貝毒対策事務取扱要領」に基づき適切に対応する。

◎ 養殖業者への水産用医薬品の適正使用に関する指導率

令和4年度(計画)
100%

◎ 養殖場の巡回指導実施回数

令和4年度(計画)
15回

* 目標：養殖場における水産用医薬品の適正使用率 100%の維持

* 対応：水産技術センター研究員による主要養殖地区への巡回指導の他、講習会の開催や残留医薬品検査を実施

* 事例：R 3年度は、水産用医薬品の不適正な使用事例はなかった。

◎ 貝毒検査実施回数

令和4年度(計画)
165回

* 目標：貝毒を原因とする食中毒発生件数0件

* 対応：貝毒は例年発生することから、計画的な検査の実施及び結果の迅速な広報等

* 事例：R 3年度は、貝毒を原因とする食中毒の発生はなかった。



貝毒原因プランクトンの一種
(大きさ1mmの1/30)

(4) 食肉の安全性確保の推進

ア 食肉衛生検査の実施【生活衛生課】

病肉等の流通を防止するため、獣畜及び食鳥について、全数を検査し、その結果に応じて適切な措置を講じる。



生体検査

◎ と畜検査及び食鳥検査の実施頭羽数（政令・中核市除く）

令和4年度(計画)
処理される獣畜・ 食鳥の全数

- * 目標：全数検査の確実な実施
- * 対応：法に基づき、食に適さない牛・豚・鶏等の一部又は全廃棄
- * 事例：H29年3月末に健康牛(48か月齢超)のBSE検査を廃止したが、生体検査を徹底し、BSEを疑う牛については検査を実施して食肉の安全性を確保する。

イ **新** 食肉センター及び大規模食鳥処理場の HACCP に基づく衛生管理実施状況の検証

県所管の食肉センターと大規模食鳥処理場における食肉の衛生管理について、と畜検査員及び食鳥検査員による検証（作業手順、衛生管理計画、記録等の確認、細菌検査など）を実施し、その結果に基づき適切な指導を行う。

◎ 食肉センター及び大規模食鳥処理場における HACCP に基づく衛生管理実施状況の検証（年間細菌検査回数）

令和4年度(計画)
55回

- * 目標：県下の食肉センター5施設との大規模食鳥処理場6施設の計11施設に対し、細菌検査を月1回実施する体制を整備
- * 現状：R3年度は32回の細菌検査を実施
- * 対応：細菌検査回数を55回に増やし、施設側に検査結果を還元した上で、必要に応じた衛生指導を行う。



細菌検査

(5) 食品営業施設等への監視・指導の推進

兵庫県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導の実施【生活衛生課】

食品関係営業施設における衛生管理状況を点検するため、計画的に監視指導を行う。

◎ 食品衛生監視指導計画に基づく年間目標監視回数及び達成率（政令・中核市除く）

令和4年度(計画)
11,557回 [達成率100%]

- * 目標：年度末に集計する目標監視回数に対する100%の実施率
- * 対応：食中毒や違反食品が発生すると重大な事故に通じる施設を重点にランク(A～E)を付け監視を実施
- * 件数：R3年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、監視業務を縮小したため、91.6%の監視率だった。

- ◎ **新** 食品衛生監視指導計画に基づく大量調理及び集団給食施設（学校、病院、福祉施設）の年間目標監視回数及び達成率（政令・中核市除く）

令和4年度(計画)
1,295回 [達成率 100%]

- * 目標：年度末に集計する目標監視回数に対する 100%の監視実施率
- * 対応：食中毒や違反食品が発生すると重大な事故に通じる施設を重点にランク（A～E）を付け監視を実施する。

(6) 食品の適正表示に関する監視・指導の徹底

食品表示に基づく適正表示の推進と監視指導の強化

【流通戦略課、生活衛生課、生活安全課、健康増進課】

県民にとって食品表示は、食品を選択する際の重要な情報源であることから、食品表示法及び景品表示法に基づく表示の適正化を図るため、食品表示 110 番など相談窓口に寄せられる県民からの不適正表示に関する情報について、関係課が連携し監視・指導を行う。

- ◎ 食品表示法に違反した事業者への指示又は命令の年間件数

令和4年度(目標)
0件

- * 目標：発生0件
- * 対応：関係課と連携して表示の適正化指導

- ◎ 食品表示に関する相談受付件数

令和4年度(計画)
—

- * 目標：食品表示に関する相談に対し、関係課が連携し調査・指導を実施
- * 対応：国・近隣府県の対応を確認しながら、食品表示法に基づいた対応
- * 事例：食品表示に関する相談に対し、関係部署へ情報回付して指導を実施する。

< 件数の内訳 >

流通戦略課：__件、健康増進課：__件、生活衛生課：__件、生活安全課：__件



食品表示の監視

【令和4年度の主な取組】

1 **新** 食物アレルギー対策の推進【感染症対策課、健康増進課、体育保健課、生活衛生課】

食品等事業者に対して、アレルギーの未然防止を図るため、適正な食品表示の徹底及び意図しないアレルゲンの混入防止のための助言・指導を行う。

また、「兵庫県アレルギー疾患対策推進計画」に基づき、関係各課と連携して県民及び食品等事業者に対して食物アレルギーに関する正しい知識の普及・啓発を行う。

2 表示の適正化対策の実施【生活安全課】

景品表示法に基づく監視・調査・指導等を適正に実施し、事業者等に対し法の趣旨・内容の周知徹底を図る。

(1) 不当表示の監視強化

適格消費者団体と連携して商品・サービス等の不当な表示や虚偽誇大な広告を調査し、措置命令等適切な事業者指導を行う。

(2) 景品表示法の啓発

新たな不適正表示事案の発生を防止するため、研修会等を通じて、事業者における法令順守の意識を向上させる。

(7) 食品検査の充実・強化

食品の規格試験等安全対策の実施【生活衛生課】

県内で製造、加工、流通する食品等の安全性を確認し、食品衛生法に基づく規格基準違反品の発見排除のため、食品検査を実施する。

◎ 年間目標食品検査実施検体数の達成率（政令・中核市除く）

令和4年度(計画)
782 検体 [達成率 100%]

- * 目標：各年度計画の完全実施
- * 対応：県立健康科学研究所及び各健康福祉事務所（保健所）検査室において実施する検査について、各地域の実態、過去の違反事例等を鑑みて計画的に実施するとともに、緊急的な食品検査にも対応
- * 件数：緊急的な検査も含め、必要な検査を全て実施する。

(8) HACCP に沿った衛生管理の推進

ア 各協会団体との連携の促進【生活衛生課】

（一社）兵庫県食品衛生協会、（一社）兵庫県食品産業協会、農業協同組合（JA）等の各協会団体が実施する事業に対して技術的支援を行うなど、連携の強化を図る。

イ HACCP に沿った衛生管理の導入・定着の推進【生活衛生課】

食品衛生法の改正により制度化された HACCP に沿った衛生管理を食品等事業者が円滑に導入し、定着できるよう技術的助言・指導を行うとともに、各協会団体と連携して食品衛生講習会等を開催する。

また、より高い衛生管理にステップアップを目指す事業者に対しては、各認証制度に取り組むための助言・指導に努める。

◎ 食品衛生責任者養成講習会の受講者数（平成9年度以降の累計）

（政令・中核市を除く）

令和4年度(計画)
1,318 名 (累計 58,500 名)

- * 目標：許可・届出施設に1人以上の食品衛生責任者の設置
- * 対応：（一社）兵庫県食品衛生協会に委託した講習会の実施
- * 事例等：令和3年度末現在で、累計 57,182 名が受講した。

◎ **新** 食品等事業者に対する食品衛生講習会の年間受講者数

令和4年度(計画)
9,000 名以上

- * 目標：食品に係る知識の普及啓発のため、年間 9,000 人以上の受講
- * 対応：県民や格段のニーズに応じた食品衛生に係る講習会の開催
新型コロナウイルス感染症等の影響を受けない方法（オンライン等）による開催も検討
- * 事例：R3年度は 3,990 人が受講した。

ウ 卸売市場における品質管理の高度化促進【流通戦略課】

鮮度保持のためには、産地から小売店までのコールドチェーンの確保が重要であることから、食品の流通拠点である卸売市場における HACCP に沿った衛生管理の適切な運用を推進し、卸売市場の品質管理の高度化を促進する。

【令和4年度の主な取組】

全ての食品等事業者への HACCP に沿った衛生管理の導入・定着の推進【生活衛生課】

令和3年6月1日の食品衛生法改正に伴い、全ての食品等事業者に HACCP に沿った衛生管理が制度化されたことを踏まえ、特に小規模事業者に対して HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の導入と定着の支援を行う。

また、食品製造企業に対する人材育成を支援するとともに、消費者等に対する認定施設の認知度を向上させる。

- (1) HACCP に関連する講習(小規模事業者向け) (R4 計画 24 回)
- (2) 動画配信を活用した法改正の周知啓発
 - ① HACCP に沿った衛生管理の制度化
 - ② 営業許可・営業届出 新制度
- (3) HACCP リーダー養成セミナー(食品衛生協会主催) (R4 計画 1 回 35 名)



(9) 食中毒の未然防止対策の推進

食中毒の未然防止対策の推進【生活衛生課、体育保健課】

食中毒による健康被害をできる限り少なくするための取組として、講習会の開催や HACCP に沿った衛生管理の導入・定着の推進等により、食中毒の未然防止に努め、万が一、食中毒が発生した場合は、迅速な疫学調査による原因施設・原因食品等の究明を行い、被害の拡大を防止するとともに、食中毒情報の広報による注意喚起など再発防止に努める。

また、県下で発生した食中毒の統計や参考事例を毎年「食中毒事件録」として公表している。

◎ **新** 食中毒の年間事件数 (政令・中核市除く)

令和4年度(計画)
10 件以下

- * 目標：食中毒の未然防止に努め、事件数を最小限に抑える。
- * 対応：県民及び食品等事業者に対し、食中毒に関わる講習会等の開催により、食品に関する正しい知識を普及啓発
- * 件数：R3年度は、5 件(患者数 81 名)の発生があった。



フグ中毒防止ポスター

(10) 食の安全に資する研究の推進

ア 農林水産物の安全性確保に資する試験研究の推進【総合農政課】

農林漁業者、農林水産関係団体、県民などの要望を踏まえ、農林水産物の安全性確保に資する技術開発や試験研究を進める。

◎ 農林水産物の安全性確保に資する開発技術数（平成 27 年度以降の累計）

令和4年度(計画)
41 件

- * 目標：第 5 期中期業務計画(R 3. 3 県農政環境部策定)に沿って技術開発と普及に取り組む
- * 対応：研究課題は、農林水産関係団体、行政機関等からの要望をもとに決定
- * 事例：R 4 年度は、播磨灘北西部沿岸域で生産性の高い漁場が形成されている要因を二枚貝類養殖を例として解明する研究等 20 課題に取り組んでいる。

イ 残留農薬等検査法の調査研究の推進【生活衛生課】

食品中の農薬等の残留検査における効率的な検査法の開発など、県立健康科学研究所において、流通食品の安全性に関する調査研究を進める。

◎ 新 食品等の高感度分析法の開発件数

令和4年度(計画)
2件

- * 目標：10件(R 8 年度までの累計)
- * 対応：より高度な分析機器を用いた、高感度かつ迅速な食品等の分析法を順次開発

2 食品を介した健康被害の拡大防止

食中毒発生の拡大防止対策、危機管理体制の推進による食を介した健康被害の拡大防止対策として、健康被害情報の早期探知を図り、迅速な初動対応に努めるほか、食中毒事件、食品衛生法違反事例の公表等も行う。

(1) 健康危機管理体制の充実・強化

ア 拡 国及び関係自治体との連携体制の充実・強化【生活衛生課】

「広域連携協議会」を活用し、国や他自治体と連携を図り、海外での重大事故や複数の府県にまたがる集団食中毒事件などの情報の迅速な把握に努める。

イ 健康危機ホットラインの設置【医務課】

食品の摂取による健康被害の発生や、そのおそれに関する情報を迅速に探知するため、県民から健康福祉事務所に寄せられる情報を 365 日・24 時間体制で受付する「健康危機ホットライン」により健康被害の拡大防止に努める。

◎ 健康危機ホットライン受付件数（食中毒関係）

令和4年度(計画)
—

- * 目標：健康被害拡大防止のため迅速な対応を実施
- * 対応：R 3 年度は 6 件で即時対応
- * 事例：管轄健康福祉事務所へ依頼し、体調不良患者に対する調査の実施する。

(2) トレーサビリティの導入促進

ア 拡 食品トレーサビリティの推進【生活衛生課】

食の安全安心に係る問題発生時に迅速に対応するため、県独自のガイドラインを活用し、県内の食品事業者にはトレーサビリティの取組を広く普及・定着させる。

また、事故発生時に健康被害の拡大が予想される広域流通食品の製造施設や大量調理施設などに対しては、より高度なトレーサビリティの導入を推進する。

イ 農畜水産物の生産及び卸売段階への導入

【農産園芸課、畜産課、水産漁港課、流通戦略課】

農業、畜産業、漁業等の生産段階及び卸売段階において、農林水産省が作成した「食品トレーサビリティ実践マニュアル」を活用して、導入状況の把握に努めるとともに、最も基本的なステップ1のトレーサビリティの普及を推進する。

(3) 食の安全安心に関する情報発信の充実・強化【生活衛生課】

危機管理事案や食中毒の発生などの情報を報道発表やホームページを活用し県民へ迅速に発信するとともに、食の安全安心情報モニター制度の活用により県民ニーズを把握して、ホームページで発信する食の安全安心に関する情報を一元化してとりまとめ、よりわかりやすく提供する。

また、外国人に対する食の安全に関する基礎的な情報について、多言語化の発信に努める。

3 食への信頼確保

食品の適正表示に関する監視・指導、ひょうご食品認証制度の推進、トレーサビリティシステムの導入促進、相談窓口の設置、出前講座や食の安全安心フェア等による県民・事業者・行政相互の情報・意見交換などの取組を行う。

(1) ひょうご食品認証制度の推進

ひょうご食品認証制度の推進【流通戦略課・農業改良課・

農産園芸課・畜産課・水産漁港課・林務課】

安全・安心で個性・特長のある県産食品を県が現地調査や安全性検査、生産履歴記帳等により確認して認証する「ひょうご食品認証制度」を推進し、県民が安心して県産食品を購入できるよう認証食品の生産・流通・消費の拡大を図る。



認証食品販売コーナー

◎ 新 兵庫県認証食品の認証数（累計）

令和4年度(計画)
2,240 品目

【令和4年度の主な取組】

【拡】 ひょうご食品認証制度の推進【流通戦略課】

ひょうご食品認証制度や本県農林水産業・農山漁村への県民の理解の醸成、県産県消の推進を目的として設立した「ひょうごの美味し風土拡大協議会」による効果的な活動を展開する。

- 1 認証食品販売店・登録飲食店の拡大
- 2 生産者と販売店・飲食店とのマッチング
- 3 登録販売店等のグルメストリートの実施
- 4 ホームページやフェイスブック、LINE等のSNSによる情報発信
- 5 保育園等での園児・保護者への認証食品のPR
- 6 まとめサイト「御食国ひょうご」による販路開拓、新ロゴマークを活かしたPR
- 7 クッキングスクールと連携したInstagramでのオンライン料理教室の開催



(2) リスクコミュニケーションの普及推進

ア 暮らしの安全・安心相談体制の強化【生活安全課】

県立消費生活総合センターを核として、商品やサービスなどの消費生活全般に関する相談に対応し、県民（消費者）の不安や疑問の解消に努める。

◎ 食に関する相談受付件数

令和4年度(計画)
—

- * 目標：食に関する県民の不安や疑問の解消
- * 対応：相談事例に応じて健康福祉事務所、食品に関する専門機関等との連携
(R3年度の食に関する相談 347件<うち健康食品 169件>)

イ 食品の安全性に関する啓発、知識普及の推進【生活安全課、生活衛生課、健康増進課】

「出前講座」などによる食の安全安心に関する知識の普及のほか、ホームページなどの広報媒体の活用や食の安全安心に関する情報の迅速・正確な発信を行い、食品の安全性や食品表示制度について県民の正しい理解の普及を図る。

◎【新】 県民に対する講習会等の年間参加者数

令和4年度(計画)
4,100人

- * 目標：食の安全安心に関する情報はじめ、食に関する幅広い知識を普及啓発
- * 対応：生活衛生課、12健康福祉事務所及び食肉衛生検査センター4所で広く実施
- * 事例：県民や食品等事業者の要望に応じたテーマ（食中毒、衛生管理等）で講習会、意見交換会、紙芝居等を実施する。



出前講座

◎ 食の安全安心にかかる講演会等の開催

令和4年度(計画)
34回

- * 目標：子育て世代を重点対象としたごはん食の有用性の普及啓発
- * 対応：地域の伝統食等のレシピの情報収集や啓発活動の実施
- * 事例：各地域で調理実習の実施や講演会を開催



レシピの例
(おはぎ)

ウ 食の安全安心フェアの開催【生活衛生課】

県民、事業者、行政が相互に情報・意見交換を行う機会として食の安全安心フェアを開催する。

◎ 地域における食の安全安心フェア開催状況（政令・中核市除く）

令和4年度(計画)
県下 12箇所

- * 目標：県下 12ヶ所で実施
- * 対応：食品衛生月間にパネル展示、手洗いチェッカーを用いた手洗い指導、啓発資料の配布等により対応
- * 事例：R3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、規模を縮小し、2箇所で開催した。



食の安全安心フェア（パネル）



食の安全安心フェアの様子

【令和4年度の主な取組】

1 子どもに対する食の安全安心普及啓発事業【生活衛生課】

子どもから大人までのライフステージにおいて、各世代の理解力や興味に対応した内容により食の安全安心に関する教育、普及啓発を行い、食の安全安心について総合的に推進する。

2 食の安全安心フェアの開催【生活衛生課】

県民、事業者、行政が相互に情報・意見交換を行う機会として、健康福祉事務所単位で食の安全安心フェアを開催する。

3 子供向け食の安全安心実践教室【生活衛生課、(一社)兵庫県食品衛生協会】

次代を担う子供に対し、食の安全安心について楽しく学び、将来にわたる衛生思想を定着させるため手洗い教室等の実践教室を実施する。

4 消費者団体による食の安全安心に関する啓発【兵庫県消費者団体連絡協議会】

放射性物質や食品表示に関する講演会や食品製造業への施設見学、パネル展などを通じて、食の安全安心に関する正しい知識の普及・啓発活動を推進する。

(3) 食の安全安心と食育審議会の開催【生活衛生課】

「食の安全安心と食育審議会」を定期的を開催し、推進計画の進捗状況を踏まえた計画の見直しについて審議するほか、食の安全安心と食育に関して意見を求めることにより、施策に反映する。

◎ 食の安全安心と食育審議会の開催回数

令和4年度(計画)
2回

* 目標：食の安全安心と食育に関する意見から施策反映

* 事例：新型コロナウイルス感染症等の状況によってはオンラインで開催

* 対応：第4次「食の安全安心推進計画」、「食育推進計画」に基づく施策の進捗状況について報告する。

Ⅱ 食育の推進

食育の推進が心身の健康維持はもとより、環境保全などに配慮した持続可能な社会の実現につながるものであること意識し、県民一人ひとりが主体的に生涯を通じた食育を実践することができるよう、全ての関係者が連携・協力し、食育を実践しやすい環境を整える。また、ひょうごの五つの国（地域）の特長や、社会のデジタル化にも対応した食育を進める。

1 子どもとその親、若い世代を中心とした健全な食生活の実践

子どもとその親、若い世代を中心とした健全な食生活の実践、特に15～30歳代の若者や子どもの親への食育、若い女性のやせ対策を進める。



(1) 健やかな発育、基本的な生活習慣の形成（乳幼児期・学童期・思春期）

乳幼児期・学童期・思春期に対して、健やかな発育・発達にあわせた食習慣や生活習慣、食の実践力を身につけるための食育を進める。

ア ひょうご元気アップ家庭応援事業（兵庫県いずみ会）【男女青少年課】

◎朝ごはんステップアップキャンペーンの実施

幼児・小学生を対象に、朝食を食べる習慣の定着と栄養バランスのよい朝食へのステップアップを図る。

令和4年度(計画)

38 会場

- * 目標：市町単位いずみ会で1会場の実施
- * 方法：保育所・幼稚園・小学校や企業、子育て関係団体と連携
- * 内容：「朝ごはんの大切さ」「簡単なバランスの整え方」などの食育講話・リーフレットの配付、朝ごはんアンケートによるバランスチェック 等

◎おやこ de クッキングの開催

親子を対象に、そう菜や加工品を使わずに、天然だしの活用や野菜や魚などの食材から料理を作ることができるよう、調理の基本を学ぶ料理教室を開催する。

令和4年度(計画)

38 会場

- * 目標：市町単位いずみ会で1会場の実施
- * 方法：保育所・幼稚園・小学校や企業、子育て関係団体と連携し、学校や保健センター、公民館等、身近な場所で開催
- * 内容：家庭での実践につながるよう、だしをとる、ごはんを炊くなど基本的な調理技術を身につけられる調理実習と食育講話 等



料理教室の様子

(2) 幼稚園、保育所、認定こども園における食育推進

食育に関する指導の充実、乳幼児の発育・発達段階に応じた食育を推進する。

特に、保育所、認定こども園等の給食施設においては、子どもたちの身体状況を把握し、適切な栄養管理に基づいた食事を提供し、計画的に食育を推進するため、管理栄養士・栄養士の配置促進に努める。(管理栄養士・栄養士配置率 ②53.6%→③52.7%)

(3) 学校における食育の推進

学校教育活動全体を通じて、組織的・計画的・継続的に食育を推進するため、教職員の資質の向上を図るとともに、県学校給食・食育支援センターと連携して、学校・家庭・地域が一体となった食育の実践に取り組む。また、学校給食を「生きた教材」として活用し、地域の産業や自然、食文化への理解を深める。

ア 指導体制の充実【体育保健課】

学校給食や、学校における食育の充実のため、栄養教諭の資質向上を図る。

また、教職員が食に関する目標を認識し、教育活動全体を通じ指導計画に基づいて実践できるよう、研修を実施する。

◎食育研修会（教職員対象）

令和4年度(計画)

9 会場

*目標：研修会を実施することにより、教職員の意識及び指導力・実践力を向上

*方法：食育推進指定校と教育事務所が合同で実施する地区研修大会（6会場）と食育講演会（2会場）、高等学校教職員を対象とした「食に関する指導」推進研修会（1会場）の実施

*内容：公立小・中・特別支援学校・高等学校の管理職・教諭・栄養教諭等を対象に、食育推進校等の取組や、「学校における食育実践プログラム（改訂版）」、「食育ハンドブック」及び「ひょうごの食べ物資料集」等を活用した実践事例の紹介、講演会等を実施する。

【令和4年度の主な取組】

①学校教育活动全体で行う食育の推進【体育保健課】

学校の教育活動全体を通じた食育を実践するため、「学校における食育実践プログラム（改訂版）」、「食育ハンドブック」、「食育ハンドブック（中学校版）」及び「ひょうごの食べ物資料集」を活用した取組を推進する。

また、高等学校での食育の推進を図るため、高等学校教職員を対象とした研修会等を開催する。

(1) 食育実践推進に関する有識者会議の開催

令和4年度(計画)

3回

(2) 学校給食衛生管理推進研修の実施

令和4年度(計画)

5 会場

(3) 高等学校教職員を対象とした「食に関する指導」推進研修会の開催



(4) 健康的な生活習慣の定着と実践（若い世代：15～30歳代）

ライフスタイルに合った効果的な方法（SNSの活用等）での食育を進める。

ア お米 de 部活応援！事業の実施【流通戦略課】

高校生を対象に、お米・ごはんに関する若者の意識を把握するとともに、お米を食べることの大切さへの理解を深めることを目的とする。

令和4年度(計画)
3校

*方法：高校との連携により開催

*内容：高校部活動に県産米を提供。

提供を受けた参加部員は部活動の前後にお米を補食し、お米・ごはん食の良さについて啓発、活動内容を報告。その様子をラジオ放送等により周知を図る。



おむすびを頬張る高校運動部員

イ 大学生向け朝食摂取率向上プロジェクトの開催（兵庫県栄養士会）【健康増進課】

食生活上の課題の多い若い世代(大学生)を対象に、管理栄養士・栄養士養成施設と連携し、学生による同世代の人たちへの朝食摂取率向上を図るため創意工夫ある取り組みを実施する。

令和4年度(計画)
5会場

*方法：大学との連携により開催

*内容：参加体験型のセミナー・グループワーク、簡単朝食レシピの開発と普及、学生食堂や文化祭などを活用した朝食摂取キャンペーンなどを実施

特に、令和4年度は、TikTok やインスタグラムなどのSNSを活用し、学生自らが「私の朝ごはん」を投稿

上記のほか、若い女性のやせ対策として、栄養や食生活に関する正しい知識の普及啓発を行う。

ウ 朝食をしっかりと食べるための取り組みの推進【健康増進課】

～若い世代の健康づくりサポートに向けた普及啓発～

若い世代の食生活改善に向けた行動変容を目的とし、事業所（健康づくりチャレンジ企業）や大学、地域など若い世代（高・大学生、20～30歳代）の健康づくりをサポートしている方々が健康教育や健康診断事後指導の場などで活用できるリーフレットを作成し、普及啓発する。

エ 新HYOGO@アサ@プロジェクト【地域振興課・健康増進課・広報戦略課ほか】

「朝」の時間帯に着目した、公民連携による朝を大切に作る取り組み。

朝食の欠食問題をはじめとして、早寝早起き・良質な睡眠などの生活習慣改善への気づきのきっかけづくりから、旅行者や県内宿泊者数の増加を目指した朝の体験づくりに取り組む観光振興まで、兵庫県で朝を迎える人々にとって素敵な時間になるよう、「朝」にまつわる様々な取り組みを公民連携により展開する。

（9月中旬始動予定）



(5) 家庭や地域における食育の推進

ア 生活困窮者世帯を地域で支援【地域福祉課】

生活困窮者世帯等の子どもに対し学習支援を行うとともに、食事や居場所の提供、日常生活習慣獲得支援、保護者への養育指導を行う。

* 対象地域：県内 12 町

* 場 所：社会福祉施設等

イ 「子ども食堂」応援プロジェクトの実施(ふるさとひょうご寄附金)【地域福祉課】

NPO法人や地域住民グループが実施する「子ども食堂」運営事業を県内全域へ拡大するため、立上げ経費を助成

* 事業主体：NPO、地域住民グループ等

* 補助金額：月 2 回以上開催の団体 上限 230 千円 (R2 ; 上限 200 千円)

月 1 回開催の団体 上限 130 千円 (R2 ; 上限 100 千円)

* 補助内容：「子ども食堂」の開設に必要な経費

* 平成 30 年度実績：19 団体に補助

令和 元年度実績：6 団体に補助

令和 2 年度実績：12 団体に補助

令和 3 年度実績：24 団体に補助

令和 4 年度計画：15 団体に補助

2 健康寿命の延伸と健やかな暮らしを支える食育活動の推進

壮年期のメタボ対策や高齢期のフレイル対策、希望する人が共食できる場づくり、自然に健康になれる食環境づくりなど、地域社会で支え、つなげる食育を進める。



(1) 生活習慣病の発症と重症化予防に向けた食育の推進（壮年期のメタボ対策）

栄養バランスに優れた日本型食生活の実践を進めるとともに、多くの県民が 1 日の大半の時間を過ごす職場での食育を進める。

ア 健やか食育プロジェクト事業の実施【県 12 健康福祉事務所】

「食育推進計画（第 4 次）」の重点世代である高校生や大学生、子育て世代、働きざかり世代、高齢者等を対象に、各健康福祉事務所において重点テーマを定め、保健・農林・教育・商工等地域の食育関係者と幅広く連携し、食育推進方策の検討や実践活動を展開する。

	令和4年度(計画)
会議	12 回
実践活動	36 回

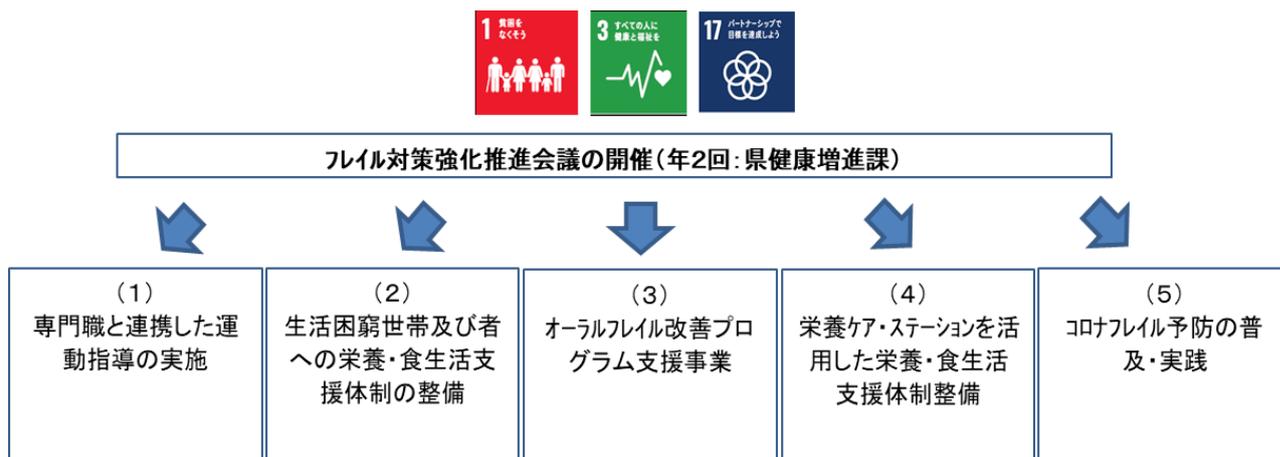
* 目標：各健康福祉事務所で、会議 1 回以上・実践活動 3 回程度の実施

* 方法：健康福祉事務所と地域の食育関係者が地域の現状と課題の共通認識を図り、県民のさらなる食育実践に向けた推進方策を検討するとともに、実践活動の企画・運営・評価を実施する。

充実強化が図られている。

フレイルチェックで把握された個々の健康課題に応じて歯科医師や管理栄養士等の医療専門職による個別支援につなぐ仕組みを構築する必要性が浮かび上がったことから、令和3年度は、フレイルハイリスク者への改善に向けたアプローチ強化、筋力維持向上プログラムのモデル実施など産官学の連携協力によるフレイル対策を実施した。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大に起因する高齢者の自粛生活の長期化や社会経済状況の変化は、健康二次被害（フレイル化及びフレイル状態の悪化）や栄養格差拡大の要因となっていることから、県下全域でフレイル予防・改善の3本柱である「栄養（食・口腔機能）・運動・社会参加」の一体的な取り組みを強化する。



(3) 多様な暮らしに対応した食育

子どもから大人まで地域の誰もが集う「子ども食堂」や「地域食堂」、地域高齢者の通いの場など、地域コミュニティ等における「共食の場」での食育を進める。

また、社会経済的要因に伴う栄養格差を縮小するため、社会福祉協議会やフードバンク事業者等と連携し、生活困窮世帯をはじめとした栄養・食生活支援を必要とする世帯及び者に対する食育を進める。

◎生活困窮世帯及び者への栄養・食生活支援体制の整備【健康増進課】

新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活変化として、世帯所得が少ない集団ほど、健康・栄養課題が生じやすいという先行研究から、健康・栄養格差の縮小に向けては、健康増進部局だけではなく福祉部局や教育委員会など、他部署連携による取組の必要性が示唆された。同課題に対する県及び市町関係部局の取り組み状況を把握し、得られた実態と課題に基づき、関係者が連携協働し、生活習慣病の重症化やフレイル予防を含めた健康づくり支援体制の整備を行う。

(4) 自然に健康になれる食環境づくりの推進

食品関係事業者や食の健康協力店等と連携した食育を進める。

ア 食品関連事業者における食育の推進

減塩食品や健康に配慮したメニュー提供など、栄養面に配慮した食品の選択及び利活用の推進に関する食育を進める。

◎減塩生活ステップアッププロジェクト【健康増進課、兵庫県栄養士会】

減塩の基礎や減塩調味料などの減塩食品を実際に活用したレシピ、減塩食品の使い方や減塩食品の組み合わせによる減塩効果などを兵庫県栄養士会ホームページにおいて発信する。



イ 「食の健康協力店」の登録と普及啓発【健康増進課】

食の健康運動のPRや健康メニューの提供（野菜たっぷり料理、塩分控えめ料理等）などを行う「食の健康協力店」を募集し、兵庫県ホームページにおいて店舗情報を発信する。

また食の健康協力店に対しては、栄養・食生活に関する最新情報をメールマガジンで発信する。



◎食の健康協力店登録店舗数（ ）内 栄養成分の表示

令和4年度(計画)
8,700 店 (3,325 店)

ウ 給食を通じた食育の推進【健康増進課】

健康増進法に基づく特定給食施設等への食育の視点も踏まえた指導助言を行う。

(5) 災害時も健康に過ごせる食育【健康増進課】

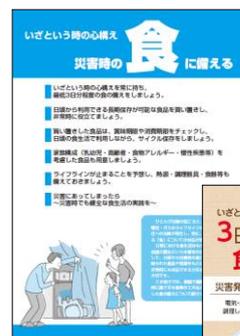
自然災害や新型コロナウイルス感染症等の有事に備えるため、必要な食に関する知識と技術（食品をムダにしないローリングストック法、家族構成や家族の健康状態に配慮した食品の備蓄など）について、兵庫県栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT 兵庫）や、兵庫県いずみ会とも連携し、普及啓発する。



平時の活動



県民へ食の備えについての普及啓発



給食施設においては、兵庫県給食施設協議会相互支援ネットワークを活用し、災害時の備えの充実につなげる。

3 持続可能な食を支える食育活動の推進

食の循環、環境への配慮、食文化のさらなる継承と活動支援など、持続可能な食へ理解を促進するための食育を進める。



(1) 消費者と生産者が支え合う県産県消（地産地消）の推進

「ひょうご農林水産部ジョン2030」に基づき、食の安定供給に向けた流通システムを強化するとともに、消費者と生産者の双方に県産県消（地産地消）の意識醸成を図り、より多くの県民が県産の農林水産物等を積極的に選択・購入できる機会の拡大を図る。

ア 県産農林水産物の購入機会の拡大【流通戦略課】

直売所に出荷する農業者の生産力拡大支援や専門知識を有するアドバイザーの派遣を通じて、直売所の魅力向上を図るとともに、産直市の定期開催やインターネット販売により、県産農林水産物の購入機会の増加を図る。

イ ひょうご食品認証制度の推進（再掲）

【流通戦略課・農業改良課・農産園芸課・畜産課・林務課・水産漁港課】

兵庫県認証食品のプロモーション強化と流通拡大を図る。

ウ 学校給食を通じた県産県消の理解促進【流通戦略課】

児童・生徒等の食と「農」への理解を深めるとともに、学校給食関係者と生産者との連携体制を構築することで、学校給食における県産農林水産物の利用向上を図る。

【令和4年度の主な取組】

◎学校給食への県産食材供給拡大【流通戦略課】

学校給食への県産農林水産物の提供や、生産者団体等による学校に出向いての出前授業・生産地での学習会を実施するとともに、学校給食アドバイザーの派遣や県産原料加工品の利用支援を通じて、学校給食における県産農林水産物の利用拡大を図る。

令和4年度(計画)

10市町

エ 農業体験による楽農生活の推進【総合農政課】

県民が農業体験を通じ、食と「農」に親しみ、収穫の喜びや自然とのふれあいを体験する「楽農生活」を推進する。

【令和4年度の主な取組】

◎親子農業体験教室（楽農交流事業）【総合農政課】事業主体：(公社)ひょうご農林機構
兵庫楽農生活センターで「お米づくり」（田植え、稲刈り、飯ごう炊さん等）や「黒大豆づくり」（苗植え、枝豆収穫、黒大豆収穫等）を親子で行う体験教室を実施する。

・実施場所 兵庫楽農生活センター（神戸市西区神出町）

令和4年度(計画)

お米づくり 5回 50家族
黒大豆づくり 6回 25家族

オ 幅広い世代への魚食普及の推進【水産漁港課】

県産水産物の消費拡大を図るため、料理講習会の開催、オンライン料理教室や料理動画等による魚食普及やスーパー等の大規模小売店での販売促進等、県漁連等が取り組む幅広い世代への魚食普及活動を支援する。

◎料理教室等の実施（県漁連等）

令和4年度(計画)
250回

- * 目標：250回以上の料理教室の実施
- * 方法：県漁連が学校給食食育支援センター等と連携して実施
- * 内容：幅広い世代への県産水産物を活用した料理講習会の実施

(2) 環境と調和のとれた持続可能な消費行動にも配慮した食育推進

ア エシカル消費の推進【生活安全課】

「ひょうご消費生活プラン」に基づき、人や社会・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の普及を推進する。

県内7箇所にある消費生活センター・消費者センターにおいて、県民向けのエシカル消費に関する講座、研修会等を多様な団体等と協働で開催する。また、兵庫県立大学国際商経学部において、エシカル消費を実践し起業している若き経営者を講師として招き、エシカル消費出前講座を開催する。

イ 食品ロス削減に向けた食育の推進

消費者、事業者、行政等の多様な主体が連携し、食品ロス削減に対する意識を高め、実践に結びつけていくとともに、地産地消を推進し、生産者や生産現場への感謝の念や理解を深めることを通じ、食品ロスの削減につなげる。

◎ひょうごフードドライブ運動の推進【環境政策課】

「ひょうごフードドライブ推進ネットワーク」（関係団体、スーパー、市町、県等で構成）が中心となって、「ひょうごフードドライブ運動」として全県展開する。

(3) 地域の多様な食文化の継承につながる食育推進

地域の行事食や郷土料理等の「伝統的な食文化」や魚食文化の普及・継承に加え、地域の特色ある食材を用いた新たな料理や加工品の開発などの「新しい食文化」を創造する取組を推進する。

ア 地域・家庭の伝統行事等普及推進事業の実施

（兵庫県連合婦人会・神戸市婦人団体協議会）【男女青少年課】

◎地域・家庭の伝統料理講習会等の開催

家庭や地域に伝わる伝統料理や季節の節目に作られる郷土色豊かな料理等を積極的に伝承している婦人会の事業を支援し、家族のきずなや家族と地域の関係を深める県民の主体的な取り組みを促進する。

令和4年度(計画)
15地区(予定)

- * 目標：12 地区で実施し、実施地区ごとに 2 回以上
- * 方法：兵庫県連合婦人会・神戸市婦人団体協議会の実施する事業への支援
- * 内容：地域や家庭における伝統行事の普及啓発をはじめとした家庭づくりに関する事業（例：季節の節目の行事（節分、月見等）や子どもの成長の節目の行事（桃の節句、端午の節句等）のいわれを学ぶとともに、その際に作られる郷土色豊かな伝統料理の実習を行う。）

【令和 4 年度の主な取組】

◎食の実践力アップ講習会～ふるさと料理講習会～の開催（兵庫県いずみ会）【健康増進課】

ごはんを中心とした主食・主菜・副菜のそろった日本型食生活や郷土料理、地域の農林水産物を活用した献立を伝えるため、子育て世代を対象に講習会を開催する。

令和4年度(計画)

9会場 (集合形式)

- * 方法：保育所・幼稚園、市町食育主管課と連携し、乳幼児の保護者を対象に実施
- * 内容：地域の行事食や地域食材を活用した献立を取り入れた料理講習会

4 食育推進のための体制整備

行政や学校における食育活動に加え、地域で食育活動に取り組むボランティア等の団体・組織の活動強化や新たな連携づくりなど、地域の食育を進める基盤整備の充実を図り、全県的に食育活動を推進する。



(1) 食育に資する人材育成、ボランティア活動の充実強化

ア いずみ会リーダー（食生活改善推進員）の養成【健康増進課】

地域で食育活動の中心となるいずみ会リーダー（食生活改善推進員）を養成し、食育活動の担い手の増加に努める。（1 講座 24 時間以上）

令和4年度(計画)

12 講座

イ ひょうご“食の健康”運動の展開【健康増進課】

「ごはん」「大豆」「減塩」に焦点をあてた「ひょうご“食の健康”運動」を、地域、関係団体等と連携を図りながら推進する。



(ア) 食の健康運動リーダーの設置と活動支援

幼児及びその保護者等に対する調理実習等の実践活動を展開するとともに、「ひょうご“食の健康”運動」のPRや日本型食生活の普及啓発を行う。

◎食の健康運動リーダー登録数：857名〔令和4年4月現在〕

◎食の健康運動リーダーによる調理実習体験

：1,461回 174,075名〔令和2年度実績〕

：1,649回 34,772名〔令和3年度実績〕

(2) 県民と一体となった活動の推進、連携体制の強化

ア ひょうご食育月間（10月）普及啓発【健康増進課】

食育活動を重点的かつ効果的に実施する月間として10月を「ひょうご食育月間」と定め、あらゆる機会を通じて、県民の食育に関する関心や意識を高めるための活動を展開する。

◎月間の取組（イベント、講習会等）

：2,457回 2,432,424名〔令和2年度実績〕

2,340回 1,801,323名〔令和3年度実績〕

【令和4年度の主な取組】

◎食育絵手紙コンクールの実施【健康増進課】

あらゆる世代の食育への関心や実践力を高めるため、食育の大切さをアピールするメッセージを絵と言葉で伝える絵手紙を募集し、各種広報に活用する。

- ・テーマ ①一緒に食事をしたい人へのメッセージ
②食品ロス削減のためにできるメッセージ
- ・募集期間 令和4年6月1日（水）～9月1日（木）
- ・入賞作品 最優秀賞 各1点、優秀賞 各5点

令和3年度テーマ

- テーマ① 主食・主菜・副菜のそろった「おうちごはん」
- テーマ② わたしが伝えたい食育メッセージ

◆応募作品数：1,292作品



令和3年度最優秀賞（知事賞）作品

イ おいしいごはんを食べよう県民運動の推進【流通戦略課】

栄養バランスを整えやすく、農業・農村の持つ多面的機能の維持、食料自給率の向上などにも寄与するごはん食の意義を地域、関係団体等と連携を図りながら推進する。

(ア) 地域ごはん食推進事業

兵庫県消費者団体連絡協議会、兵庫県連合婦人会、兵庫県いずみ会が取り組む地域に密着した取組を通じて、子育て世代へごはん食の有用性を普及啓発する。

(イ) お弁当・おむすびコンテスト

児童・生徒自ら「ごはん食」について考え、実践する契機として、県内在住・在学の小・中・高校生を対象に、「お弁当・おむすび」のアイデアを募集・表彰し、ごはんの普及啓発を推進する。

◎令和3年度実績 応募作品数：11,234点（お弁当4,084点、おむすび7,150点）



(左) お弁当コンテスト最優秀賞
「山椒で健康 UP! いろいろ弁当」

(右) おむすびコンテスト最優秀賞
「ぐるっと一周! 美(おい)しい物ある
よ兵庫県」

(ウ) 講演会の開催

「ごはん」を中心とした健康的な日本型食生活の有用性や、食と農の大切さを広く県民にPRするため、講演会を開催する。

◎令和4年度予定

- ・お米・ごはん推進フォーラム (令和5年2月予定 神戸市内)
- 講 師：今後調整予定
- テ ー マ：今後調整予定
- 参加者数：未定

(エ) 「かまどごはん塾」の実施

幼児期の子どもとその保護者に対して、「かまど炊飯による感動体験」と「保護者への食育講義」を組み合わせた啓発活動を実施する。



かまどごはん塾の様子

令和4年度(計画)
15回

(オ) おむすびの日の啓発

阪神・淡路大震災の炊き出しの経験から、おむすび、そしてお米・ごはんの大切さを再認識することを目的に登録された「1. 17 おむすびの日」について、啓発資材等を活用してPRを行う。



災害時にも役立つお米・ごはんBOOK

(カ) 若い世代への効果的な意識啓発

若い世代にお米の大切さに気づいてもらうため、高校の部活でお米を食べてもらいその効果を検証する「お米 de 部活応援! 事業」やインターネット等を活用した効果的なPRを行う。

ウ 消費者教育を通じた食育の推進【生活安全課】

「兵庫県消費者教育推進計画」において、人や社会環境を意識した消費行動(エシカル消費)の醸成を重点項目に掲げ、消費者団体が実施するセミナーや講座、実践活動等を通じて、消費者教育の取組を推進する。

【令和4年度の主な取組】

◎消費者団体による食育の推進（兵庫県消費者団体連絡協議会）

地元の食材を活かした料理教室や、子育て世代を対象としたごはん食献立のPRなど、地産地消や食品ロス、食の安全安心等地域における消費者教育を通じた食育を推進する。

（地域における料理教室・食の講演会等の開催）

令和4年度(計画)
32回



料理教室の様子

(3) 食品の安全性の啓発

食品表示への理解促進や、リスクコミュニケーションの普及など食の安全安心に関する相談体制を整備する。

ア 食品の栄養成分表示等の利用促進（兵庫県栄養士会）【健康増進課】

食品表示法の施行に伴い、全ての加工食品に栄養成分表示が義務化された。そこで、相談体制強化のための研修会を開催し、消費者の食の選択力向上のための活動を展開する。

令和4年度(計画)
2会場



イ 加工食品等の栄養成分表示、健康食品等の虚偽誇大広告等の指導【健康増進課】

◎食品表示に関する相談受付件数（保健事項に関すること）

令和4年度(計画)
—

ウ 食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの推進【生活安全課、生活衛生課】

ライフステージに合わせたリスクコミュニケーション事業を展開する。特に、子どもに対しては、紙芝居や実践形式の手洗い教室等、興味を引く普及啓発を図り、将来にわたる衛生思想の定着に努める。

また、県立消費生活総合センターを核として、商品やサービスなどの消費生活全般に関する相談に対応し、県民（消費者）の不安や疑問の解消に努める。

◎ 地域における食の安全安心フェア開催状況（政令・中核市除く）

令和4年度(計画)
9回開催

- * 目標：各県民局で計画し9回開催する。
- * 方法：フォーラム、パネル展示、紙芝居、クイズ、啓発資材の配布等
- * 内容：食中毒予防など食品の安全性に関するパネルの展示や紙芝居、手洗いチェックカーを用いた実践形式の手洗い教室を開催し、幅広い年齢層に向けて食の安全安心について普及啓発を行う。



手洗い大冒険抜粋（紙芝居）



食の安全安心フェアの様子

エ 食品の安全性や栄養等に関する情報提供【生活衛生課、健康増進課】

県民が健全な食生活を実践するために必要な食品の安全性や栄養等に関する情報を、様々な媒体やイベント、ツールを活用して分かりやすく入手しやすい形で情報提供する。

(4) 栄養・食生活に関する調査研究、情報収集、発信【健康増進課】

ア ひょうご食生活実態調査の実施

健康づくりや食育に関する施策の推進を図るための基礎資料として、県民の身体状況、食生活及び生活習慣、食育に関する意識や実態を把握するため、令和3年度に「ひょうご栄養・食生活実態調査」を実施した。

同調査結果は、「兵庫県健康づくり推進実施計画（第2次）（計画期間：平成30年度～令和4年度）」の目標等の評価及び、次期健康づくり推進実施計画の策定等に活用する。

また、本調査の再分析を行い、県民の食習慣や食行動の特徴を把握し、地域特性や住民ニーズに即した効果的な栄養・食生活改善施策の推進に活用していく。

◎ひょうご栄養・食生活実態調査（令和3年度）

- ・調査時期 調査時期 令和3年11～12月
- ・調査項目 ア 食事記録調査（1歳以上 100世帯/182人）
イ 尿中卍・卍比検査（20歳以上 153人）
ウ 食物摂取頻度調査（20歳以上 929人）
エ アンケート調査（成人2,793人、子ども1,093人）

令和3年度

ひょうご栄養・食生活実態調査にご協力をお願いします

「ひょうご栄養・食生活実態調査」とは…

- 昭和58年以降、約5年毎に実施されている調査であり、皆さまの食生活の変化の状況を把握し、適切な食生活や食育推進に関する施策を推進するための基礎資料を得るための貴重な調査です。その結果は、皆様にくらしに生かされます。
- 全世界の中から抽選で選ばれた代表の方にお断りしています。(約2,200世帯に対して1世帯の抽選)
- 本調査は皆様のご協力によって成り立っています。

調査内容は…

- 食生活・身体状況・生活習慣等のアンケートと栄養的な食事の内容をお断りいただきます。※一部世帯には、2日間の食事記録調査と尿中ナトリウム・カリウム比検査を実施します。

ご協力いただいた方には…

- あなたが栄養的にどのくらいのエネルギーやビタミン・ミネラルなどを摂取しているかがわかります。ぜひ、ご自身の健康づくりにお役立てください。
- ※一部世帯に実施する2日間の食事記録調査では、その日に食べた食事の正確な栄養価がわかります。また、尿中ナトリウム・カリウム比検査では、尿中ナトリウム量(食塩)とカリウム量(野菜)がわかり、高血圧予防に役立てることができます。

新型コロナウイルス感染症の影響による健康や栄養の変化等を把握する重要な調査です。

皆様の回答が、よりより未来をつくれます。
ご協力いただきますようお願いいたします。

ウラ面へ続きます…

調査方法の概要

① 食生活アンケート・食物摂取頻度調査

1人につき1冊ずつ食生活アンケートに記入してください。また、過去1年間の食事を思い出してマークシートに記録してください。

② 食事記録調査

朝・昼・夕・間食で実際に食べたかんだりした食品ごとの量を測定し、記録してください。

③ 尿中ナトリウム・カリウム比検査

食事記録調査の翌朝一冊の尿を採取し、専用封筒で検査センターに送付してください。
※1日分ずつ送付してください。

過去の調査結果は兵庫県ウェブサイトで公開しています。

ひょうご食生活実態調査

○調査票は新型コロナウイルス感染症対策(健康管理、検温、マスクの着用、手指衛生等)を徹底し、調査に臨みます。
○調査票に書かれた情報は厳しく秘密が守られ、本調査の目的以外に用いることは決まっております。

(4) 「新しい生活様式」やデジタル化に対応した食育推進

デジタルツールやオンラインを活用した食育を検討し、県民が食育に参加しやすい仕組みづくりを進める。

ア 「新しい生活様式」に対応した食育の推進

自宅で料理や食事をすることも増えており、食生活を見直す機会になるものことから、全ての世代において栄養バランス、食文化、食品ロスなど、食に関する意識を高める。

○フレイルチェックアプリの活用促進

スマホやタブレットから、20個の質問に回答いただくことで、フレイルにつながるリスクの有無が確認できます(包括的フレイル対策事業)。

(5) 食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

食育な関係者の連携・協働を強化し、地域特性に応じた食育活動を展開する。

ア 市町食育推進計画に基づく施策推進とフォローアップ

市町における食育推進が一層充実するよう、市町食育推進計画の進捗状況や成果を把握し、必要な資料や情報を提供するなど、適切な支援を行う。

◎市町食育推進計画策定状況

(令和4年3月末)

	市町数
第1次計画	3市町
第2次計画	23市町
第3次計画	13市町
第4次計画	2市町
累計	41市町(100%)